

日本代表監督・コーチ及びハイパフォーマンスチームコーチにおける、
選考及び職務に関する規定

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という。）の日本代表監督・コーチ及びハイパフォーマンスチームコーチ（以下「HPTコーチ」という。）の職務を定め、その選考に関わる事項を定めることにより、ライフセービングスポーツの公正な発展及び普及を図ることを目的とする。

(選任)

第2条 HPTコーチは、下記の基準のいずれをも満たす者の中から競技力強化委員会が選任し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

- A 本協会インストラクター資格を有する者、または同等の知識技術及び経験を有する者
- B ライフセービングスポーツの発展に貢献があった者
- C 各クラブにおいてライフセービングスポーツ指導に積極的に携わった者

2 日本代表監督は、下記の基準のいずれをも満たす者の中から担当理事および競技力強化委員長が選任し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

- A 本協会インストラクター資格を有する者
- B HPTコーチである者

3 日本代表コーチは、HPTコーチの中から日本代表監督が選任し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

(任期)

第3条 日本代表監督・コーチの任期は、委嘱の日から日本代表選手の任期終了までとする。またHPTコーチの任期は、委嘱の日から開始し、強化指定選手の任期終了までとする。ただし、再任を妨げない。なお、日本代表監督・コーチは目標が達成できなかった場合、その任を解かれる。

(職務)

第4条 日本代表監督は、日本代表チームの指揮を始め日本代表メンバーの選考やその強化に関わる業務、国際大会派遣に関わる準備や関係各所との調整、会員やスポンサーなど関係各所への報告を含んだ日本代表チームに関わる業務全般を、関係各所の協力を得つつ執行する。

2 日本代表コーチは、日本代表監督の業務執行を支援する。

3 HPTコーチは、ハイパフォーマンスプログラムの運営に関わる業務を執

行する。

(規定の変更)

第5条 本規定の改廃は、理事会の決議が決定する。

附則1 本規定は、平成27年4月1日より施行する。